



遠野市記者発表資料
平成 24 年 4 月 26 日
健康福祉部福祉課

縁が結ぶ心あたたまる助成事業の実施結果について

【発表の要旨】

沿岸被災地からの避難者を含めて実施した「灯油等購入助成券」交付事業の取組結果をお知らせします。

【発表の内容】

1 事業の実施結果

対象世帯	申請世帯	交付世帯	利用実績
2,415 世帯 (212 世帯)	2,175 世帯 (160 世帯)	2,153 世帯 (158 世帯)	21,156 千円 (1,580 千円)
	申請率 90.1% (75.5%)	交付率 99.0% (98.8%) 交付額 21,530 千円	執行率 98.3% (100.0%)

※（ ）内は、全体のうち沿岸被災地から避難された方への実績値

2 事業の検証結果

- 冬季の早い時期から助成することができ、灯油代など、市民の経済的負担を軽減することができた。
- 18歳未満の子供を養育するすべての世帯を対象としたことにより、子育て支援の一助となった。
- 沿岸被災地からの避難世帯も対象とし、復興支援の一つとして取組むことができた。
- 市内限定の商品券を交付することで、地域経済の活性化に貢献することができた。

担当	健康福祉部福祉課（佐々木真奈美） 電話 0198-62-5111（内線 19）
----	--

縁が結ぶ心あたたまる助成事業の概要

<p>目的</p>	<p>市内の高齢者、障害者等のいる市民税非課税世帯及び平成 23 年 3 月 11 日発災東日本大震災により被災地から市内に避難されている世帯に対し、灯油購入費等に係る「縁が結ぶ心あたたまる助成事業助成券」を交付することにより、冬季における経済的負担の軽減を図り、もって地域福祉の向上に寄与するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。</p>
<p>対象</p>	<p>①平成 23 年 12 月 1 日時点において市内に住所を有する市民税非課税世帯（市民税未申告者及び世帯全員が長期施設入所、生活保護世帯を除く）のうち、高齢者世帯、障害者世帯又は子育て世帯。 ②平成 23 年 12 月 1 日時点において、本市に居住している避難世帯。 ③市長が特に必要と認める世帯。</p> <p>◇高齢者世帯 平成23年4月1日現在において満65歳以上である者のみで構成されている世帯をいう。</p> <p>◇障がい者世帯 ①身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障がいの級別が1級又は2級であるものが属する世帯 ②知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障がいの程度がAであるものが属する世帯 ③精神の障がい程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第 184号）別表1級の項第10号に該当する者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の級別が1級であるものが属する世帯</p> <p>◇子育て世帯 平成23年4月2日現在において満18歳未満である世帯員を養育している世帯</p> <p>◇避難世帯 東日本大震災により市内に避難している仮設住宅入居世帯、雇用促進住宅入居世帯、賃貸住宅入居世帯、一般住宅入居世帯</p>
<p>助成券交付枚数</p>	<p>1世帯当たり 10 枚（1枚当たり 1,000 円）。</p>
<p>使用期間</p>	<p>助成券の交付を受けた日から平成 24 年 3 月 31 日まで。</p>
<p>利用方法</p>	<p>市内の助成券取扱店に助成券を提出するとともに、購入代金から当該助成券の額を控除した額を支払うものとする。</p>
<p>支払い方法</p>	<p>助成券を受領した取扱店は、「縁が結ぶ心あたたまる助成事業助成券利用料金請求書」に当該助成券を添付して、平成 24 年 4 月 30 日までに市長に請求する。 市長は、上記の請求があったときは、30 日以内に当該請求額を取扱店に支払う</p>